

岩田弘彦



発行:2019年

自宅 〒648-0015
橋本市隅田町河瀬304番地

政務活動事務所 〒648-0072
橋本市東家1丁目367-5 田中ビル2F
TEL. 0736-26-7660

政 動 告 県 活 報

—ごあいさつ—

平素は、県議会議員活動に対し、多大なるご指導ご鞭撻を賜り、厚く感謝申し上げます。

皆様のご支援により、「**地方創生**」「**魅力あるまちづくり**」に全力で取り組んでおります。私の取組の中から、ご報告させて戴きます。



子育て環境の充実 幼児教育無償化と 在宅育児支援

問 岩田弘彦

子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、子育て世帯への大きな負担となり、少子化問題の一因となっていることから、本県では、子育て世帯への経済的支援の拡充が不可欠として、国に先行して、取り組んできています。

国においては、ようやく2019年10月から、幼児教育無償化が実施されると聞いています。国制度と本県独自の取組の相乗効果で、子育て世帯への経済的支援を、より充実させるべきであります。保育料等の無償化・在宅育児支援について、どのように取り組むのか。

答 仁坂知事

国に先駆けて、保育料等の無償化を含む多子化対策を実施してきたところです。

また、子育て世帯を公平に、広く支援する観点から、県が事業主体となり、まだ国で議論すらされていない、在宅で育児する世帯も新たに支援の対象としたところがあります。

県としては、これまで国に先駆け取り組んできた施策の効果の後退させることのないよう、県の方が手厚い部分は国に合わせ、支援を引込めるといふことのないよう、市町村と連携しながら、「子育て環境日本一」の実現に向け、「オール和歌山」で取り組んでまいります。

副食費への支援

問 岩田弘彦

国制度の幼児教育無償化については、保育所に通う子供の副食費が、実費負担となると聞いています。

制度変更が、現行の子育て支援の不利点とならないよう、副食費への支援を考えるべきである。どのように考えているのか。

答 県当局

ご指摘のとおり、国制度の幼児教育無償化に併せて、保育料の基準が見直され、従来、3歳から5歳までの児童の保育料に含まれていた副食費が、原則、実費徴収されることとなります。そのため、県では、実施してきた施策の効果を後退させることのないよう、副食費相当分を引き続き対象として支援していきたいと考えております。

国制度の幼児教育無償化に加えて、多子世帯を対象とした保育料等の無償化や在宅育児世帯への支援などの取組を推進 (2019年度 和歌山県の新政策)

保育料等の無償化

- ◆本県では、従前から多子世帯への保育料等の無償化を実施
 - H20 保育所入所の0~2歳児(第3子以降)
 - H28 対象を3~5歳に拡大、幼稚園等を対象に追加(第3子以降)
 - H30 年収約360万円未満の第2子を対象に追加

◆国制度により2019年10月から保育料無償化の対象が拡大

- ① 3~5歳 第1子から 全ての子供
- ② 0~2歳 第1子から 住民税非課税世帯の子供(年収約270万円未満)
- ③ 保育料に含まれていた3~5歳の給食費(副食費)が実費負担化

②0~2歳への支援が不十分

多子世帯への経済的支援という観点から、市町村とともに第2子以降の保育料等の無償化を引き続き実施
対象世帯 〔第2子〕 年収約360万円未満まで
〔第3子以降〕 所得制限なし

③保育料無償化の対象世帯に新たな負担が発生

制度変更が子育て世帯の不利点とならないよう、給食費への支援のあり方を、総合的な視点で市町村とともに検討

在宅育児支援

- ◆第2子以降の0歳児を在宅で育てる家庭を支援
 - ・支給額 150千円(15千円/月×10ヶ月)
 - ※県の助成は市町村の上乗せ助成の有無にかかわらず実施
 - ・対象世帯 〔第2子〕 年収約360万円未満まで
〔第3子以降〕 所得制限なし

合計特殊出生率
2.0達成へ



問 岩田弘彦

橋本市の医師確保 橋本医療圏の 乳がん対策について

乳がんは、日本人女性が発症するがんの中で、患者数は最も多いのですが、早期発見治療す

れば根治する可能性が高いがんと言われています。橋本医療圏の乳がん対策については、地域がん診療連携拠点病院である橋本市市民病院と、乳がん専門センターを設置し「乳がんのちプロジェクト」を展開している紀和病院により、積極的な取組が行われていると聞いています。

橋本医療圏の乳がんを専門とする常勤医師は、橋本市市民病院に2名と、紀和病院に1名の体制ですが、2016年度より、地域がん診療連携拠点病院である橋本市市民病院の常勤専門医2名が不在となる予定である。

地域がん診療連携拠点病院に乳がんを専門とする常勤医師が不在となれば、橋本医療圏の乳がん対策、特に乳がん診療に大きく支障をきたすと考える。

このことについて、県当局は、どのように考えているのか？

答 県当局

橋本医療圏の乳がん対策につきましては、地域がん診療連携拠点病院である橋本市市民病院と乳がん専門センターのある紀和病院が中心となって医療を提供しております。

議員ご指摘のとおり、このまま医師確保がなされないと橋本医療圏の乳がん対策、特に乳がん診療に支障がでるのではないかと危惧しております。

このため、県といたしましては、和歌山県立医科大学附属病院は、県がん診療連携拠点病院として、地域がん診療連携拠点病院への診療支援を行う役割を担っていることから、和歌山県立医科大学に対し、橋本市市民病院への医師派遣について強く要請してまいります。